

付 議 第 5 号

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例を廃止する条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和6年2月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例を廃止する条例議案

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年2月 日提出

高知県知事 濱田 省司

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例を廃止する条例

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例（平成19年高知県条例第10号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（高知県住民基本台帳法施行条例の一部改正）
- 2 高知県住民基本台帳法施行条例（平成14年高知県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2教育委員会の項中

- 「3 高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例（平成19年高知県条例第10号）により貸与された奨学金の返還又はその延滞金の徴収に係る奨学金の貸与を受けた者若しくはその相続人又は当該奨学金の貸与を受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
- 4 高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例を廃止する条例（平成14年高知県条例第31号）による廃止前の高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例（昭和57年高知県条例第28号）により貸与された奨学金又は通学用品等助成金（以下この項において「奨学資金」という。）の返還又はその延滞利子の徴収に係る奨学資金の貸与を受けた者若しくはその相続人又は当該奨学資金の貸与を受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
- 5 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例別表第1の第2欄に掲げる事務のうち教育委員会が行うもの
- 」

を

「3 高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例を廃止する条例（平成14年高知県条例第31号）による廃止前の高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例（昭和57年高知県条例第28号）により貸与された奨学金又は通学用品等助成金（以下この項において「奨学資金」という。）の返還又はその延滞利子の徴収に係る奨学資金の貸与を受けた者若しくはその相続人又は当該奨学資金の貸与を受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認

4 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例別表第1の第2欄に掲げる事務のうち教育委員会が行うもの

に改める。

（高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部改正）

3 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例（平成27年高知県条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

(14) 教育委員会	高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例（平成19年高知県条例第10号）による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
------------	---------------------------------------------------------------

を

(14) 削除	
---------	--

に改める。

別表第3の(6)の項を削る。

参考資料 1

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例を廃止する条例議案説明

この条例は、その目的を達成した高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例を廃止しようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県住民基本台帳法施行条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務）

第2条 法第30条の15第1項第2号の都道府県知事保存本人確認情報（法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいい、住民票コード（法第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）を除く。次条において同じ。）を利用することができる条例で定める事務は、別表第1に定める事務及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例（平成27年高知県条例第69号）別表第1の第2欄に掲げる事務のうち知事が行うものとする。

（都道府県知事保存本人確認情報を提供する他の執行機関等）

第3条 法第30条の15第2項第2号の都道府県知事保存本人確認情報を提供する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「他の執行機関」という。）及び条例で定める事務は、別表第2に定めるとおりとする。

2 略

高知県住民基本台帳法施行条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務）

第2条 法第30条の15第1項第2号の都道府県知事保存本人確認情報（法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいい、住民票コード（法第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）を除く。次条において同じ。）を利用することができる条例で定める事務は、別表第1に定める事務及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例（平成27年高知県条例第69号）別表第1の第2欄に掲げる事務のうち知事が行うものとする。

（都道府県知事保存本人確認情報を提供する他の執行機関等）

第3条 法第30条の15第2項第2号の都道府県知事保存本人確認情報を提供する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「他の執行機関」という。）及び条例で定める事務は、別表第2に定めるとおりとする。

2 略

別表第2（第3条関係）

他の執行機関	事務
教育委員会	<p>1 高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和49年高知県条例第39号）により貸与された修学奨励資金の返還又はその延滞利子の徴収に係る修学奨励資金の貸与を受けた者若しくはその相続人又は当該修学奨励資金の貸与を受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認</p> <p>2 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例（平成14年高知県条例第3号）により貸与された奨学金の返還又はその延滞利子の徴収に係る奨学金の貸与を受けた者若しくはその相続人又は当該奨学金の貸与を受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認</p>

別表第2（第3条関係）

他の執行機関	事務
教育委員会	<p>1 高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和49年高知県条例第39号）により貸与された修学奨励資金の返還又はその延滞利子の徴収に係る修学奨励資金の貸与を受けた者若しくはその相続人又は当該修学奨励資金の貸与を受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認</p> <p>2 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例（平成14年高知県条例第3号）により貸与された奨学金の返還又はその延滞利子の徴収に係る奨学金の貸与を受けた者若しくはその相続人又は当該奨学金の貸与を受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認</p> <p>3 <u>高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例（平成19年高知県条例第10号）により貸与された奨学金の返還又はその延滞金の徴収に係る奨学金の貸与を受けた者若しくはその相続人又は当該奨学金の貸与を受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認</u></p>

	<p>3 <u>高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例を廃止する条例（平成14年高知県条例第31号）による廃止前の高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例（昭和57年高知県条例第28号）により貸与された奨学金又は通学用品等助成金（以下この項において「奨学資金」という。）の返還又はその延滞利子の徴収に係る奨学資金の貸与を受けた者若しくはその相続人又は当該奨学資金の貸与を受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認</u></p> <p>4 <u>高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例別表第1の第2欄に掲げる事務のうち教育委員会が行うもの</u></p>
略	略

	<p>4 <u>高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例を廃止する条例（平成14年高知県条例第31号）による廃止前の高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例（昭和57年高知県条例第28号）により貸与された奨学金又は通学用品等助成金（以下この項において「奨学資金」という。）の返還又はその延滞利子の徴収に係る奨学資金の貸与を受けた者若しくはその相続人又は当該奨学資金の貸与を受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認</u></p> <p>5 <u>高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例別表第1の第2欄に掲げる事務のうち教育委員会が行うもの</u></p>
略	略

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例（抜粋）

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく個人番号及び特定個人情報の利用並びに法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供並びに法第18条の規定に基づく個人番号カードの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく個人番号及び特定個人情報の利用並びに法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供並びに法第18条の規定に基づく個人番号カードの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 個人情報 法第 2 条第 3 項に規定する個人情報のうち、県の機関が保有するものをいう。
- （2） 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- （3） 個人番号カード 法第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。
- （4） 特定個人情報 個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第 7 条第13号に規定する

- （1） 個人情報 法第 2 条第 3 項に規定する個人情報のうち、県の機関が保有するものをいう。
- （2） 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- （3） 個人番号カード 法第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。
- （4） 特定個人情報 個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第 7 条第13号に規定する

住民票コード以外のものを含む。以下同じ。)をその内容に含む個人情報という。

(5) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

(6) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(7) 県の機関 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第7章に基づいて設置される高知県の執行機関、高知県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年高知県条例第48号)第3条第2項の規定により置かれる公営企業局若しくは高知県警察本部(警察署を含む。)若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令(法律及び法律に基づく命令をいう。)若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

(8) 条例等 条例及び規則(地方自治法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。第4条第5項及び第5条第2項において同じ。)をいう。

(個人番号及び特定個人情報の利用の範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第1欄に掲げる県の機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち県の機関が行うものとする。

2 法第9条第4項の規定により、前項の別表第1(6)の項から(9)の4の項まで及び(15)の項から(19)の項までに掲げる県の機関が行う事務については、当該県の機関以外の者(規則で定める

住民票コード以外のものを含む。以下同じ。)をその内容に含む個人情報という。

(5) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

(6) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(7) 県の機関 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第7章に基づいて設置される高知県の執行機関、高知県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年高知県条例第48号)第3条第2項の規定により置かれる公営企業局若しくは高知県警察本部(警察署を含む。)若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令(法律及び法律に基づく命令をいう。)若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

(8) 条例等 条例及び規則(地方自治法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。第4条第5項及び第5条第2項において同じ。)をいう。

(個人番号及び特定個人情報の利用の範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第1欄に掲げる県の機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち県の機関が行うものとする。

2 法第9条第4項の規定により、前項の別表第1(6)の項から(9)の4の項まで及び(15)の項から(19)の項までに掲げる県の機関が行う事務については、当該県の機関以外の者(規則で定める

者に限る。)に、当該事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行わせることができる。

3 別表第2の第1欄に掲げる県の機関は、当該県の機関が行う同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 県の機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち当該県の機関が行うものを処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

5 前2項の規定に基づき特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる県の機関が、同表の第3欄に掲げる県の機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供

者に限る。)に、当該事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行わせることができる。

3 別表第2の第1欄に掲げる県の機関は、当該県の機関が行う同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 県の機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち当該県の機関が行うものを処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

5 前2項の規定に基づき特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる県の機関が、同表の第3欄に掲げる県の機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供

を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる県の機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定に基づき特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1（第4条関係）

1 県の機関	2 事務
(1)～(13) 略	略
(14) 削除	
(15)～(19) 略	略

別表第3（第5条関係）

1 情報照会機関	2 事務	3 情報提供機関	4 特定個人情報
(1)～(4) 略	略	略	略
(5) 教育委員会	高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例による奨学金の貸与に関する事務であって規則で	知事	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 障害者関係情報 イ 生活保護関

を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる県の機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定に基づき特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1（第4条関係）

1 県の機関	2 事務
(1)～(13) 略	略
(14) 教育委員会	高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例（平成19年高知県条例第10号）による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
(15)～(19) 略	略

別表第3（第5条関係）

1 情報照会機関	2 事務	3 情報提供機関	4 特定個人情報
(1)～(4) 略	略	略	略
(5) 教育委員会	高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例による奨学金の貸与に関する事務であって規則で	知事	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 障害者関係情報 イ 生活保護関

	定めるもの		係情報 ウ 外国人生活 保護関係情報
--	-------	--	--------------------------

	定めるもの		係情報 ウ 外国人生活 保護関係情報
(6) 教育 委員 会	高知県県立高校 通学支援奨学金 貸与条例による 奨学金の貸与に 関する事務であ って規則で定め るもの	知事	次に掲げる情報 であって規則で定 めるもの ア 障害者関係 情報 イ 生活保護関 係情報 ウ 外国人生活 保護関係情報

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例を廃止する条例

1 目的

その目的を達成した条例を廃止する。

2 廃止する条例の概要

大栃高等学校、仁淀高等学校、宿毛高等学校大月分校の統廃合による激変緩和措置として、通学に係る経費の負担の増加を軽減するため、募集停止から3年間の間に入学した者に奨学金を貸与することにより、教育の機会均等を図り、もって社会において有為な人材を育成することを目的とした条例

3 貸与・返還実績

統廃合県立高校	人数	貸与額
大栃高等学校（平成 20 年度募集停止）	2 名	600,000 円
仁淀高等学校（平成 21 年度募集停止）	6 名	2,825,000 円
宿毛高等学校大月分校（平成 24 年度募集停止）	1 名	180,000 円
計	9 名	3,605,000 円

平成 21 年度から平成 25 年度に、上記の貸与を行った。

平成 23 年 4 月分から令和 5 年 9 月分として、全額の返還があった。

4 施行期日

公布の日から施行する。